

文化艺术事業の継続を 応援します！



豊岡市民会館利用者

支援補助金

豊岡市民会館の休館中に、今まで市民会館で実施されていた文化艺术事業を、他の施設で実施される際に補助金を交付します。（補助金額等は裏面）

対象者

1. 2021年4月1日から2026年3月30日までの間に、市民会館（文化ホール）を文化艺术事業で利用（出演）実績があり、それと同じ事業を但馬内の施設（公共施設、民間施設は問わない）で実施する団体または個人（出演者含む）
2. 2021年4月1日から2026年3月30日までの間に、市民会館（文化ホール以外）を文化艺术事業（グループ活動等含む）で利用実績があり、それと同じ事業を豊岡市内の公共施設（市立または県立等に限る）で実施する団体または個人
3. 今まで市民会館で実施されていなかった事業（従来から市民会館以外の施設で実施されていた事業は除く）で、ホールを使う必要がある新たな文化艺术事業を但馬内の施設（公共施設、民間施設は問わない）で実施する団体または個人（出演者含む）

◎団体・個人の定義は次のとおり

団体…市内に住所を有する者を含む2名以上で構成される団体、または市内に活動拠点を有する団体を含む2団体以上で構成される団体をいう。

個人…申請時点で市内に住所及び活動の拠点を有する者をいう。

対象者	補助対象経費	補助率・補助金額
1.市民会館（文化ホール） 利用実績者	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料、付属設備使用料（冷暖房の加算等の割増し料金含む） ただし、ホール利用料については、補助対象となる事業と同日・同時間帯に、申請者が市民会館文化ホールを使用した場合の使用料を控除した額とし、0円以下になる場合は0円とする。 	補助率10分の10以内とし、1活動（※1）につき上限額は <u>180,000円</u> とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通費実費（路線バスまたは電車） 車両借上げ料（資機材運搬含む） ※いずれも市外施設利用時のみ対象 	補助率2分の1以内とし、1活動（※1）につき上限額は <u>75,000円</u> とする。
2.市民会館（文化ホール以外） 利用実績者	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料、付属設備使用料（冷暖房の加算等の割増し料金含む） 	補助率10分の10以内とし、1活動（※2）につき上限額は <u>180,000円</u> とする。 ただし、 <u>1日の上限額は10,000円</u> とする。
3.新規事業実施者	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料、付属設備使用料（冷暖房の加算等の割増し料金含む） 	補助率3分の1以内とし、1補助事業者につき申請回数は <u>同一年度内で1回</u> 、上限額は <u>120,000円</u> とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通費実費（路線バスまたは電車） 車両借上げ料（資機材運搬含む） ※いずれも市外施設利用時のみ対象 	補助率3分の1以内とし、1補助事業者につき申請回数は <u>同一年度内で1回</u> 、上限額は <u>50,000円</u> とする。

※1 補助対象となる事業の準備、片付けを含む一連の活動をいう。

※2 補助対象となる事業の準備、片付けを含む一連の活動をいう。ただし、グループ活動等の定期的な活動の場合は、年間を通じた活動をいう。



（生成AIによる生成物をそのまま掲載）

問合せ

豊岡市
文化・スポーツ振興課



詳しくはHPへ！

〒668-8666 豊岡市中央町2-4

0796-23-1160 8時30分～17時15分（土日祝休）

bunka@city.toyooka.lg.jp